

## 川口市障害者（児）移動支援事業補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、川口市障害者（児）移動支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定める。

### （補助対象事業）

第2条 補助金の対象となる事業は、実施要綱第5条第3項の規定に基づく事業所登録の決定を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）が、実施要綱第7条第3項に基づく利用者登録の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対して、実施要綱第3条第1項及び第13条第3項に規定する移動支援サービスとする。

### （補助対象経費）

第3条 補助金の対象となる経費は、前項に規定する移動支援サービスを提供する場合に要する経費とする。

### （補助金の交付額）

第4条 サービス補助基準額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の介護給付費の通院等介助報酬基準に準じるものとし、補助金の額は、実施要綱第10条に規定する算定方法によりもとめた費用の額から、同条第1項及び第2項によりもとめた利用者負担額を控除した額とする。ただし、登録事業所が実施要綱第12条の規定する補助基準額と異なる利用料を設定しサービスを提供する場合には、補助基準額と実利用料のいずれか低い方の額とする。

### （補助金交付手続き）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業所は、様式第1号（川口市障害者移動支援事業補助金申請書及び請求書）のほか、様式第2号（川口市移動支援事業サービス提供実績報告書）、その他市長が必要と認める書類を添付し、サービスを提供した月の翌月10日までに市長に申請及び請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し適正と認める場合に補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、前項の交付の決定を行ったときは、第1項の請求を受けた月の翌月末までに補助金の交付を決定するものとする。

4 交付の決定に係る通知は、交付の決定を受けた事業所の振込指定口座への振込みをもって省略するものとする。

(状況報告)

第6条 登録事業所は、市長から要求があったときは、補助事業の遂行状況について書面で報告しなければならない。

(書類の整備等)

第7条 補助金の交付を受けた登録事業所は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入支出等についての書類、利用者へのサービス提供の記録を整備保管しなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。